

## イベント実施協定書（案）

四国森林管理局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、ふれあい推進事業によるイベント実施に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力に基づき、共催等によりイベントが円滑に実施されることを目的とする。

### 第2（イベントの実施箇所、名称）

乙は、四国森林管理局〇〇国有林〇〇外にて実施するものとする。  
なお、イベントの名称は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」とする。

### 第3（イベント実施計画書の提出）

乙は、イベントの実施にあたって、別紙標準様式（5）によりイベント実施計画書を作成し、甲と調整の上、協定締結から14日以内に甲に提出するものとする。また、イベント内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

### 第4（活動実績の報告）

乙は、イベント実施実績について、別紙標準様式（6）によりイベント実施14日後までに甲に報告するものとする。

### 第5（イベントの実施）

- 1 乙は、実施計画書及び別紙実施仕様書に沿ってイベントを実施するものとする。
- 2 甲、乙は、適切な連絡調整を図りながら、イベントの円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、イベントを行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守し活動を実施するものとする。

### 第6（情報の保持）

乙は、イベントの実施に伴い知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。

### 第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、内容、入林期間等を、甲又は現地を管轄する森林管理署等に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

### 第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、イベントごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、イベントの実施箇所について、事前調査を実施し、安全に対して適切な措置を講じなければならない。

- 3 乙は、本協定に基づくイベント参加者の安全を責任をもって確保するものとし、イベント実施中の事故についての一切の責任を負うものとする。

#### 第9（経費の負担）

甲は、乙と調整の上、必要に応じて貸切バス及び外部講師の person 費を負担するものとする。

乙は、甲が負担する以外のイベントの実施に要する経費を負担するものとする。また、参加費の徴収、管理は乙が行うものとする。

#### 第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、イベントにより生ずる全ての権利を有しないものとする。

#### 第11（法令等の遵守）

乙は、イベントの対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

#### 第12（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、イベント実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、イベント参加者に対して、イベントに伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

#### 第13（損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

#### 第14（イベントの円滑な実施への協力）

甲は、イベントが円滑に実施されるよう、イベントの開始に当たっての現地案内及び説明並びに実施計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

#### 第15（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に通知するものとする。

- 1 イベントの実施に当たり法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいたイベントの実施の見込みがない、又はイベントの円滑な実施に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 イベントを実施する国有林野の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合

- 5 協定イベントの実施団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適當であると認められる場合

第 16（協定の有効期間）

この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで効力を有するものとする。

第 17（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

（甲） 四国森林管理局長 印

（乙） 〇〇〇〇 代表 住所  
氏名 印

## 実 施 仕 様 書

### (目的)

第1条 このイベントは、森林ふれあい推進事業の一環として実施しているものであるので、乙は、イベントの参加者にとって、安全かつ意義あるものになるよう誠意をもって、その実施に当たらなければならない。

### (保険の加入)

第2条 乙は、イベント実施に当たり、イベント参加者を保険に加入させるものとする。

### (参加費の設定等)

第3条 乙は、インストラクター等の直接人件費及び旅費、保険料、通行料、施設利用料、資材・機材等の提供に要する経費、消費税相当額から算出した実費により1人当たりの参加費を設定するものとする。

2 イベントの参加費は、乙において各社等に対し支払うものとする。

### (参加者の募集)

第4条 参加者の募集は乙が行うものとする。なお、乙は、参加者の募集に当たり、募集用案内の案を1部作成し甲に提出するものとする。

2 定員は〇名、最小催行人数は〇名とし、〇名に満たない場合、若しくは、〇名を超えた場合であっても、甲、乙協議の上、同意できた場合は催行するものとする。

### (参加者の把握、参加費の徴収及びキャンセルの取扱い)

第5条 参加者の把握は乙が行うものとする。また、甲に申し込みがあった場合は速やかに乙へ連絡し、申し込み状況について意思疎通を図るものとする。

2 参加費の徴収、管理は乙が行うものとし、キャンセルが発生した場合の返金等についても乙がこれに対応するものとする。この場合のキャンセルの手数料は、乙が示す基準で実施するものとし、募集用案内に明記して周知するものとする。

3 参加者が確定し実施〇〇日前には、集合場所・時間や参加に当たっての諸注意、キャンセルの場合の取扱い、当日の連絡先等を周知するものとする。

### (荒天等によるイベントの中止・延期)

第6条 荒天等によりイベントの中止・延期が必要となった場合は、乙は、甲と協議してその取扱いを決定し、速やかに参加者に連絡するものとする。

なお、中止・延期に伴い発生する一切の経費は乙の負担によるものとし、参加費の返還は乙の責任において実施するものとする。

### (安全講話の実施)

第7条 乙は、イベントの当日、参加者に対し、安全講話を実施するものとする。

### (安全の確保)

第8条 乙は、イベント実施中、気象の変化等に注意し、参加者の安全を

図らなければならない。

(緊急体制の整備)

第 9 条 乙は、イベント参加者の負傷発病に際し、迅速適切な措置がとれるよう緊急体制を整備しておかなければならない。

(立竹木の保護)

第 10 条 乙は、イベント実施箇所等の立竹木及び施設等に対する人為的損傷を防止するよう努めなければならない。

(山火事防止等の措置)

第 11 条 乙は、イベント参加者に対し、たばこの投げ捨て禁止等、火の始末の注意を呼びかけ、山火事防止に万全を期すとともに、万一山火事が発生した場合には、直ちに消防機関及び甲に連絡しなければならない。  
2 乙は、イベント実施に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、環境美化に努めるものとする。

(イベント実施の報告)

第 12 条 乙はイベントを実施した場合は、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。